

長岡市統合型校務支援システム運用等業務委託
簡易評価型プロポーザル実施要領

1 委託業務の名称

長岡市統合型校務支援システム運用等業務委託（以下「業務」という。）

2 業務の目的

本業務は、長岡市教育委員会が利用する統合型校務支援システム更新にあたり、校務効率化による教職員の負担軽減、教職員が児童生徒と向合う時間の拡充及び教育の質の向上、児童生徒の学籍、成績及び保健情報等の一元管理、学校内及び学校間の情報共有の促進等を実現可能な統合型校務支援システムを導入、運用するものである。

3 本プロポーザル関係書類

本プロポーザルに係る関係書類は以下によるものとする。

(1) プロポーザル実施要領

- ・長岡市統合型校務支援システム運用等業務委託簡易評価型プロポーザル実施要領（本書）
- ・別添 1 企画提案依頼事項
- ・別添 2 長岡市統合型校務支援システム運用等業務委託仕様書

(2) 様式

- ・様式 1 簡易評価型プロポーザル参加表明書兼誓約書
- ・様式 2 誓約書
- ・様式 3 業務実績確認書
- ・様式 4 会社概要
- ・様式 5 協力事業者調書
- ・様式 6 簡易評価型プロポーザルに関する質問書
- ・様式 7 プロポーザル参加辞退届
- ・様式 8 企画提案書表紙
- ・様式 9 提案見積書

4 参加資格

本プロポーザルの参加者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) その役員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなっ

た日から2年を経過しない者

- (3) この公告の日において、本市から入札参加資格に係る指名停止を受けていないこと。
- (4) この公告の日以後に、民事再生法（平成11年法律225号）に基づき、再生手続開始の申立てがされていない者であること。
- (5) この公告の日以後に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 法人税、消費税及び地方消費税、県税並びに市税を滞納していないこと。
- (8) 新潟県内に本店又は支店等の拠点をもつこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

5 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当する場合は無効、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさないことが判明した場合。
- (2) 契約締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合。
- (3) 提案見積額が提案上限額を超えている場合。
- (4) 企画提案書等に虚偽の内容が記載されていると認められた場合。
- (5) 本プロポーザルの審査又は本業務の契約等に影響を与える工作等、不正な行為があったと認められた場合。

6 委託期間

委託契約締結後～平成37年3月31日までとする。

ただし、平成32年4月1日までに、システム及び関連機器の導入、初期設定、動作確認及び長岡市立学校教職員の試験運用を行うための期間を設けるものとする。

7 提案上限額

125,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ この金額は契約予定額を示すものではない。

※ 提案見積額は、この金額を超えてはならない。

※ 費用の額は導入から委託期間内の運用費用等、本業務委託に係る一切の費用を含むこと。

※ 長岡市から受託者への支払いは、運用開始月（平成32年4月）からの発生を見込むため、消費税及び地方消費税の率は10%とすること。

8 事業者選考

簡易評価型プロポーザル方式により選考する。

9 プロポーザルへの参加

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次により必要書類を提出すること。

提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・様式1「簡易評価型プロポーザル参加表明書兼誓約書」(1部) ・様式2「誓約書」(1部) ※本市の入札参加資格名簿に登録済みのものは様式2の提出は不要 ・様式3「業務実績確認書」(1部) ・様式4「会社概要」(1部) ・様式5「協力事業者調書」(1部) ・納税証明書(1式) ア 法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書 (国税通則法施行規則別紙9号書式その3の3) イ 都道府県税に係る納税証明書 (都道府県税全体に未納がないことの証明書) ウ 市町村税に係る納税証明書 (市町村税全体に未納がないことの証明書) ※ 証明の発行機関において、税の未納がないことの証明書を発行していない場合は、直近1年又は1年度分についての納税証明書を添付してください。
提出方法	<p>持参、郵送(配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。)</p> <p>※郵送の場合は、必ず電話で郵送した旨を連絡すること。</p>
提出先	<p>〒940-0084</p> <p>長岡市幸町2丁目1番1号 長岡市役所さいわいプラザ4階</p> <p>長岡市教育委員会教育部教育総務課</p> <p>電話：0258-39-2238</p>
提出可能時間	平日の午前9時から午後4時まで
提出期限	平成31年4月18日(木曜日)午後4時まで(必着)

10 質問の受付及び回答

参加表明書兼誓約書を提出した事業者は、本プロポーザルについて質問がある場合は、以下により質問書を提出すること。

なお、受付期限までに到着しなかった質問及び口頭による質問については、いかなる場合であっても回答しない。

提出書類	様式6「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」
提出方法	<p>電子メールで提出すること。</p> <p>※ 電子メール以外の方法による質問は受け付けない。</p>

	※ 複数の質問がある場合は、適宜行を追加し、1 枠に 1 件の質問を記載すること。
提出先	長岡市教育委員会教育部教育総務課 電話：0258-39-2238 電子メール：kyoso@kome100.ne.jp ※ 電子メール送信後、提出先に電話で受信を確認すること。
受付期限	参加表明書兼誓約書を提出した日から平成 31 年 4 月 18 日（木曜日）午後 4 時まで
質問の回答	参加表明書兼誓約書を提出し、以降のプロポーザルに参加する者全員に、平成 31 年 4 月 22 日（月曜日）までに質問者名を伏して電子メールにより回答する。

11 参加表明書兼誓約書提出後の辞退について

「簡易評価型プロポーザル参加表明書兼誓約書」提出後にプロポーザル参加を辞退する事業者は以下によりプロポーザル参加辞退届を提出すること。

提出書類	様式 7 「プロポーザル参加辞退届」
提出方法	持参、郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。） ※ 郵送の場合は、必ず電話で郵送した旨を連絡すること。
提出先	〒940-0084 長岡市幸町 2 丁目 1 番 1 号 長岡市役所さいわいプラザ 4 階 長岡市教育委員会教育部教育総務課 電話：0258-39-2238
提出期限	平成 31 年 4 月 25 日（木曜日）午後 4 時まで（必着）

12 企画提案書等の提出

「参加表明書兼誓約書」を提出した事業者は、次により企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書は次に掲げる書類で構成すること。

提出物	提出部数
・様式 8 「企画提案書表紙」	正本 1 部 副本 15 部
・様式 4 「会社概要」 ・様式 5 「協力事業者調書」 (「プロポーザル参加表明書兼誓約書」提出の際に添付したものと同一のもの)	
・様式任意 「企画提案書」 ・別添 2 長岡市統合型校務支援システム運用等業務委託仕様書「別紙 2 要求機能・帳票一覧」	

イ 提案見積書

提出物	提出部数
様式9 「提案見積書」	正本1部

ウ 電子データ

上記ア及びイの電子データを、CD-Rに保存して1部提出すること。なお、電子データのファイル形式は、特に指定がある場合を除き、PDFフォーマット形式とすること。

(2) 提出方法

提出方法	持参、郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。） ※郵送の場合は、必ず電話で郵送した旨を連絡すること。
提出先 及び連絡先	〒940-0084 長岡市幸町2丁目1番1号 長岡市役所さいわいプラザ4階 長岡市教育委員会教育部教育総務課 電話：0258-39-2238
提出可能時間	平日の午前9時から午後4時まで
提出期限	平成31年4月25日（木曜日）午後4時まで（必着）

13 企画提案書及び各種書類の作成方法及び留意事項

(1) 全般

ア 企画提案書及び関係書類は12(1)アに記載の順番に並べ、インデックスラベルを付し、簡易製本（A4サイズ、縦、左綴じ）すること。

イ 使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもので、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

ウ 使用する様式は、別に定めのある場合を除き、規定の様式を使用すること。

(2) 様式8「企画提案書表紙」

必要事項を記載の上、必ず代表者印を押印すること。

(3) 様式4「会社概要」

参加者の会社概要を記載すること。

(4) 様式5「協力事業者調書」

協力事業者の概要を記載すること。

(5) 様式任意「企画提案書」

ア 別添1「企画提案依頼事項」に基づいて、具体的に記載すること。

イ 別添1「企画提案依頼事項」の項目の順に提案を行うこと。なお、記載は当該項目内で完結すること。

ウ 用紙はA4版とし、縦置き横書き（左綴じ）両面印刷とすること。ただし、図表等の表現の都合上、用紙の方向を一部変更したり、記述方向を一部縦としたりすることは差し支えない。

エ ページ数は40ページまでとし、ページ番号は各ページの下部中央に、目次を除いた部分を通し番号とすること。A3サイズについては2ページカウントとする。なお、表紙及び目次は枚数に含めない。

オ 文字のポイントは、原則として10.5ポイント以上とし、見やすさ、分かりやすさを心がけること。

カ 企画提案の記述にあたっては、情報システムに精通していない者が、参加者の説明がなくても読んで理解できる内容とすること。

キ 提案するシステムの概要、操作性、拡張性、その他付加機能、構築業務に関する意見や提案などを図等を用いてわかりやすく記載すること。

ク 企画提案書に記載する内容は、全て本業務における実施義務事項として参加者が提示するものであることに留意すること。なお、実施義務事項でなく、参考として記載が必要な場合には、【参考】と明示し、記載する用紙を分けるなど、混同する可能性を排除すること。

(6) 別添2 長岡市統合型校務支援システム運用等業務委託仕様書」内「別紙2 要求機能・帳票一覧」

ア 導入するシステムの対応状況を記載すること。

イ 意見・提案を記載する際は、簡潔にわかりやすく述べること。

14 提案見積書の作成方法及び留意事項

(1) 提案見積書は封筒に入れて封かんして提出すること。

(2) 必ず代表者印を押印すること。

(3) 消費税及び地方消費税を含んだ金額としてください。

(※ 長岡市から受託者への支払いは、運用開始月（平成32年4月）からの発生を見込むため、消費税及び地方消費税の率は10%とすること。)

(4) 本プロポーザルにかかる「3 本プロポーザル関係書類」に記載されている一切の業務に関する費用を記載すること。

(5) 本市の規模とこれまでの事例をもとに見積もること。

15 企画提案書等の提案条件及び留意事項

(1) 参加者は、「3 本プロポーザル関係書類」に記載されている一切の記載内容に同意したものとみなす。

(2) 参加者は、実施要領等の内容や決定事項について、不明確、錯誤等による異議の申立てを行うことはできない。

(3) 企画提案書等について、提出方法、提出先及び提出期限に適合しなかった場合は本プロポーザルに参加できない。ただし、公共交通機関のダイヤの乱れにより、提出期限を過

ぎたものは、遅延が参加者に起因するものではなく、かつ公共交通機関が発行する遅延証明書が添付された場合にのみ受け付けることとする。

- (4) 提出期限以降の企画提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 企画提案書等の提出は、1参加者あたり1提案のみとする。
- (6) 企画提案書に記載した本業務に携わる従事者等は、病休、死亡、退職等の特別な場合を除き、変更できない。
- (7) 企画提案書等が次のいずれかに該当する場合は、無効となることがある。
 - ア 企画提案書等の作成要領の定められた内容及び様式に適合しないもの。
 - イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ウ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (8) 企画提案書等に記載された項目については、原則として契約時の仕様に反映する。
- (9) 企画提案書等に記載された内容は、受託後に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。
- (10) 提出された企画提案書等の内容について、本市より問合せを行う場合がある。問合せを受けた場合には、速やかに回答すること。

16 プレゼンテーションの実施

企画提案書の内容を確認するため、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

- (1) 日程（予定）

平成31年5月8日（水）～9日（木）（※ 企画提案書等を提出した全参加者へ後日連絡）
- (2) 会場
調整中（※ 企画提案書等を提出した全参加者へ後日連絡）
- (3) 実施方法
 - ア 開始前準備…10分
 - イ プレゼンテーション、デモンストレーション…45分※1
 - ウ 質疑応答…15分程度※2
 - エ 審査終了後片付け作業…10分

※1 各設定時間を経過した時点でプレゼンテーション及びデモンストレーションが終了していない場合でも、その時点で終了すること。

※2 企画提案書等を提出した参加者数に応じて質疑応答の時間は変動する可能性がある。
- (4) 留意事項
 - ア プレゼンテーションの日程については企画提案書を提出した全参加者に対して、企画提案書の提出期限後に通知する。
 - イ プレゼンテーションは、既に提出された企画提案書に記載された内容（文章、図、表、画像、スケッチ等）を基に項目順に説明すること。また、既に提出された企画提案書に記載された内容（文章、図、表、画像、スケッチ等）の範囲内であれば、拡大用紙、パネル、プロジェクタを利用して説明することも可能とする。

- ウ 既に提出された企画提案書等の差し替え、追加は認めない。誤字脱字等がある場合には、プレゼンテーション時に説明すること。
- エ 参加者のプレゼンテーションへの出席者総数は5名以内とする。
- オ 本業務受託決定後のプロジェクトに参加する者が説明を行うこと。ただし、質疑応答に関してはその限りではない。
- カ 本市はパソコン及び通信回線は用意しないため、参加者が用意すること。ただし、電源、レーザーポインタ、プロジェクタ、CRT ケーブル、HDMI ケーブル及びスクリーンは本市で用意する。また、本市で用意したものではなく、参加者が用意したものをを使うことを許可する。
- キ 機器を持ち込む場合には、準備時間及び片付時間に留意し、機器のセッティング及び撤収を行うこと。
- ク プレゼンテーション及び質疑応答の内容は録画、録音する。なお、プレゼンテーション・ヒアリングにおいて参加者が発言した内容は、原則として契約に反映する。

17 優先交渉権者の選定

(1) 事業者の選考

- ア 企画提案書及びプレゼンテーションの内容（以下「提案内容」という。）の評価及び事業者の選考は本市の職員で組織する選考委員会が行う。
- イ 参加者の中から、本市の要求にあった提案内容を示した事業者1社(者)を選考する。

(2) 選考方法

- ア 提案内容が要件を満たしていない者は失格とする。
- イ 提案内容に関して、本市が定めた選考基準を基に採点する。

(3) 選考評価基準

評価項目		配点
業務実績		10
企画提案書記載事項	1 提案にあたっての背景	10
	2 提案するシステムの構成	50
	3 導入作業に係る要件について	80
	4 運用保守に係る要件について	80
	5 提案するシステムの各機能の特徴について	140
	6 備える機能について（別紙対応）	100
	7 備える帳票について（別紙対応）	100
	8 その他の事項及び追加提案について	60
提案見積金額		70
合 計		700

18 選考結果通知

- (1) 選考結果は、参加者全員に通知する。

- (2) 不採用の通知を受けた参加者は、通知を受けた日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）にその理由の説明を書面で求めることができる。

19 契約

(1) 提案内容の再確認・協議

優先交渉権者は、全ての提案内容と業務の流れの再確認を行い、本市の承認を得ることとする。

このとき、企画提案書等に虚偽の記載等が判明した場合には、次点の参加者と機能の再確認を行うこととする。また、優先交渉権者が契約日までの間に失格となった場合においても、次点の参加者と契約に向けた協議を行うものとする。

提案内容に誤りがないことを確認後、契約に向けた協議を行う。ただし、提案内容が契約に反映されない場合、又は個別協議が整わなかった場合には、次点の参加者との協議を開始する。

協議が整った業者を、契約を予定する契約候補者とする。

なお、平成31年度6月議会において債務負担行為の設定が成された上で契約を締結する。

(2) 契約予定額

契約を予定する額は、契約に向けた協議の中で決定することとする。

なお、本事業に係る支払いは、利用開始月から行うものとし、導入費用等の初期費用も含め、利用期間で平準化して毎月支払うことを予定している。

(3) 契約期間

契約締結日から平成37年3月31日まで

20 その他留意事項

- (1) このプロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本市がこのプロポーザルの結果の報告等に必要となる場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 企画提案書に記載された内容については、原則として、提出後の内容変更を認めない。
- (5) 提出された企画提案書等は、このプロポーザル以外の目的には使用しない。
- (6) 提出された企画提案書等は、このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、長岡市情報公開条例（平成7年長岡市条例33号）に基づき公開する。
- (7) 失格事項
 - ア 提出期限を過ぎて提案書等が提出された場合
 - イ 企画提案書等に不備があった場合
 - ウ 提案内容に虚偽の記載があった場合
 - エ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状況に至った場合

オ 審査の公正性を害する行為があった場合

(8) 本プロポーザルに関して、本市への問合せ等の接触は審査終了まで禁止する。